

友好祭ニユース

NO-6
1957.6.26

第六回 世界青年学生平和
友好祭 平田代一丸内大セ九
東京公部内吉の一大セ九

友好祭ニユースNO-5で明らかのように、外務省は代表団員を五十名にしほるという意向を表明して以来、二回にわたる外務省との接觸を行つたが、その後特に情勢の変化はみられ無い。このようなままで常任実行委員会は二十一日、二十二日、二十三日と連日持たれ二十三日に旅券獲得対策のための会議をハ平和友好祭旅券獲得全国会議の名のもとに午後六時から芝公会堂で、およよそ二百名を集めて行われた。

なほこの会議は二十一日の常任実行委員会に於て決定されたもので、東京及び近県の代表団員を中心に運営あるいは電報で招請したものであり、明日の開催で東京に遠い地方には招請が送られていく。

くわしい情勢について日、友好祭ニユースNO-5と共に送られた当日の会議案を讀んでいただきたいが基本的態度と具体的行動方針を次につけておく。

基本的態度

- ① 現在の外務省の態度については全面的に拒否する。
- ② 全代表団は常任実行委員会の方針に従い一致した团结をもつて、あくまで全員五百名の渡航実現のため、旅券交渉に具体的行動に立てる。

具体的行動方針

(1) 事務局体制の強化

1 日本交通公社内にある、友好祭事務局は一般事務を中心として進める。旅券についての諸文書事務は渡航交渉本部に主として行わせる。

2 専任事務員一名の増員を行い、人件費は、特別会計(カンペ)で処理することを考慮する。

(2) 渡航交渉本部の設定と編成

1 渡航交渉本部を六月二十四日以降旅券獲得まで次に設ける

(場所) 未定

(電話) 当面事務局に連絡し、その日の集合場所を定める

2 渡航交渉委員を二十名程度とする

3 全常任委員のほかに特に代表団を中心に行める、旅券について

4 渡航交渉委員代表を常任実行委員中より一名決定する

5 東京在住ならびに関東近辺の参加者は別表割当に従い六月二十五日以降二十九日まで

毎日三十名以上各人一日以上が本部に参集し行動をとる。

6 情宣担当のスポーツマン二名を決定する

(3) 交渉資金について

全代表は各人が旅券獲得のため特別カンペを行い、交渉資金特別会計を設定する。金額は今後常任実行委員会で検討して決定する(但し、この件については、今後の実行

委員会で更に検討するべきである)

(4) 当面の重実交渉

1 全大臣との会見陳情特に外務、法務、大蔵には特殊的に重実をあくことは当然である

2 外務省等関係各省への陳情の強化

3 全国会議員の陳情の強化（特に帰省議員に地方実行委から要請し協力を頼りし、で

きだら、賛助の署名を得る）

4 自民党青年部、社会党青年部双方に両党三役に対して協力を要請を早急に行う。

5 総評、官公労等主要労組本部、関係各団体から協力行動が行われるよう要請する。

6 地方実行委員会に対しては、衆参両院の外務委員双方に帰省議員の賛成署名をうることを重実に行動の指示をだす。

7 行政訴訟等法律論による交渉体制をかためるため、社会党外務委員又は弁護士団に協力を要請し早急に対策をたてる（穂積七郎、吉屋貞雄氏等）

8 モスクワの国際準備会本部に連絡し協力を求める

9 別紙声明を内外に発表し、石井外相代理、自民党、社会党に陳情する

(5) 全体実行委員会との関連について

1 七月一日全体実行委員会を緊急に開催し以上の方針の確認を至、さらに一日以降の交渉体制をかためる。

2 七月五日全代表団五百名を集結させる方針を再確認し、さらに大規模な交渉に発展させる。

以上の他に、既に送付された声明の他、外務、法務、大蔵省三省への要請決議がなされ、又特に愛知代表からの提案により、このへ全国代表者会議の名により、全代表団員に七月一日の実行委員会の日に、五日結集をはやめることを呼びかけることが確認された。

3 お費用は一日六〇〇円程度

お願い